



第 6 期神奈川県地域福祉支援計画改定について

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部
地域福祉課

第6期計画改定に向けた前提・背景等

- 現行計画から踏襲する事項について
- 改定にあたっての現状（背景）について
- 社会福祉法の一部改正及び関連法令に関する新たな要素

現行計画（第5期計画）から踏襲する事項

★3つの大柱「ひとづくり」、「地域（まち）づくり」、「しくみづくり」は踏襲する。

★福祉分野の他の個別計画と連動し、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する計画として、高齢、障害、子ども等の分野との調和を図った計画とする。

★高齢、障害、子ども等の各分野独自の施策や取組の記載については、各計画に委ねることとする。

★制度の狭間で他計画からこぼれてしまう課題やその対応策について記載する。

★市町村の自主的な地域福祉計画の推進を支援するための計画とする。

改定にあたっての現状（背景）について

【現状（背景）】

★第5期⇒第6期に向けての課題（社会情勢の変化の影響）

- ・急速な人口減少・高齢化・単身世帯の増加
- ・担い手不足の深刻化
- ・地域における支え合い機能の脆弱化
- ・福祉ニーズの多様化・複雑化の進行 等

★市町村、市町村社協からの県の支援についての主な意見

（市町村実態調査より）

- ・国、県や他自治体（市町村）の動向等に係る情報の迅速な提供
- ・他市町村の先進的・成功事例等に係る情報の集約及び提供
- ・市町村同士が情報共有を図る機会の提供
- ・人材育成に関する研修等の実施
- ・アドバイザーやコーディネーターの派遣、研修時の講師派遣
- ・社会福祉法人への公益的な取組の促進、働きかけ
- ・重層的支援体制整備推進のための人材派遣

素案の段階で支援策の**構成事業**にて意見を反映

【社会福祉法の一部改正による新たな要素】

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

※ 6月29日社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料より

【関連法令に関する新たな要素】

関連法令	新たな要素等
こども基本法の一部を改正する法律 (令和5年4月施行)	こどもの基本的人権の尊重と差別の禁止、権利擁護、平等な教育、意見の表明、社会活動への参加、最善の利益の優先、家庭養育の重視、社会全体のサポート 等
神奈川県こども目線の施策推進条例 (令和7年4月施行)	こどもの人権や意見の尊重と擁護、困難を抱えるこどもへの支援、社会全体での子育て支援 等
児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和7年10月、令和8年4月施行)	保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化 等
孤独・孤立対策推進法 (令和6年4月施行)	相談支援体制の整備、NPOや民間事業者、団体などの支援機関との連携 等
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和6年4月施行)	困難な問題を抱える女性への相談支援、様々な機関との連携したニーズに応じた包括的な支援、自立支援 等
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正 (令和7年6月施行)	車椅子使用者用のトイレ、駐車場に関する建築物のバリアフリー基準の改正 等
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法改正 (令和6年4月施行)	不当な差別扱いの禁止、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化 等
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律 (令和7年12月改正、令和8年12月施行)	任期の延長、安全確保の推進、現役世代の担い手確保、要件の緩和と確保策
民法等の一部を改正する法律 (令和8年6月24日公布) ※成年後見制度に関する改正部分	本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度に一元化、制度利用を終了することが可能 等

本日は議論いただきたいこと

- 中柱名の変更について
- 改定計画の中柱までの施策体系について

主な改定内容と柱建ての考え方について①

<中柱名の変更>

大柱1－中柱（3） 「福祉介護人材の確保・定着対策の推進」について



「福祉介護人材の**安定的な**確保・定着対策の推進」とする

社会福祉法等の一部を改正する法律において、福祉人材に関する項目の見直しがされ、社会福祉法等の一部を改正する法律の概要において「福祉人材の**安定的な**確保及び定着支援」という記載となっていることから、「**福祉介護人材の安定的な確保・定着対策の推進**」に中柱名を変更する。

法改正の概要	見直し内容
福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進	①福祉人材確保のための協議会の設置（努力義務） ②生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（障害福祉分野も同様の見直し）
介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し	①経過措置の要件の見直し ②准介護福祉士資格の廃止
ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止	①更新制の廃止 ②研修の在り方の見直し ③事業者の役割の明確化



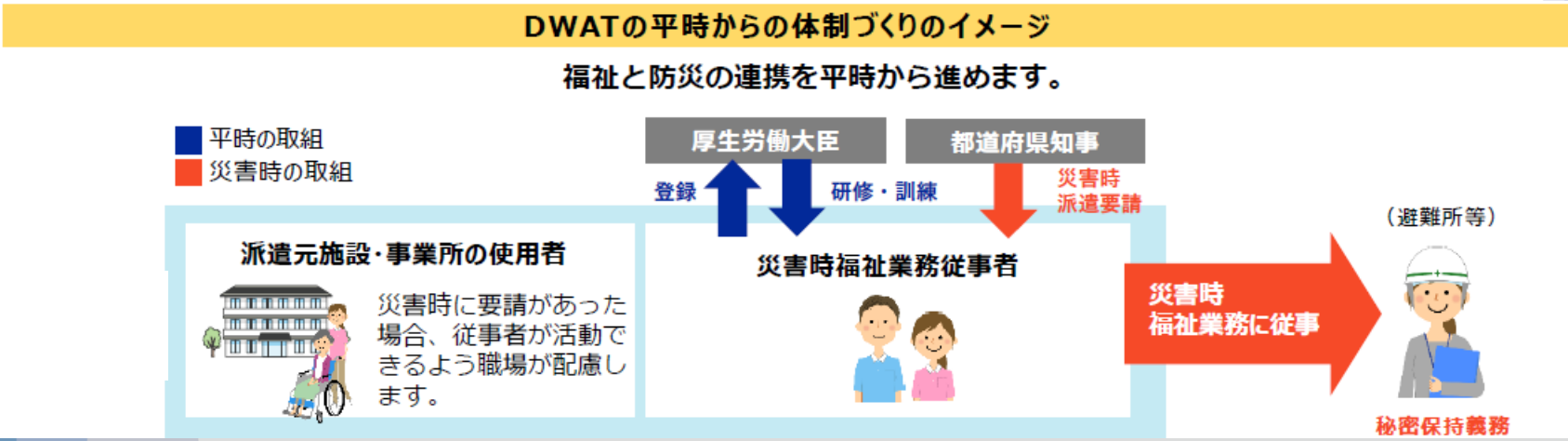
主な改定内容と柱建ての考え方について②

<中柱名の変更>

大柱2－中柱（4） 「災害時における地域支援体制の充実」について
↓
「平時からの災害福祉支援の体制整備」とする

令和6年能登半島地震において、平時からの防災や災害福祉支援体制の整備の重要性が認識され、同じく社会福祉法が改正されたことから、災害時だけではなく、**「平時からの災害福祉支援の体制整備」**を推進するため、中柱名を変更する。

改正の概要	見直し内容
災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化	①DWAT（災害派遣福祉チーム）の法制化 ②派遣を支える仕組みの整備



改定内容と柱建てについて（案）

現行計画

大柱	中 柱	小柱（支援策）について
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	・福祉の心の育み ・教育の推進
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者目線に立った地域福祉の担い手の育成	・支え合いを促進する人材の養成 ・包括的な支援体制整備を推進する人材の育成 ・福祉関係機関等の職員のスキルアップ
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	・確保 ・スキルアップ ・定着（離職防止）の促進
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	・地域住民等の活動による支え合いのまちづくり ・民間事業者やNPO等との協働、連携 ・外国籍県民の暮らしやすさの支援
	(2) 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり	・当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組の推進
	(3) バリアフリーの街づくりの推進	・バリアフリーの街づくり ・情報アクセシビリティの向上
	(4) 災害時における地域支援体制の充実	・災害時における福祉的支援の充実
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	・市町村における包括的支援体制の整備への支援 ・制度の狭間における課題への対応 ・当事者活動への支援
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	・個人の尊厳を支え、守る取組（虐待防止、権利擁護、当事者目線の障がい福祉にも触れる） ・未病改善、健康増進 ・誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保
	(3) 生活困窮者等の自立支援	・自立支援（対策推進本部設置など、強化した（する）取組等も記載） ・子どもの貧困対策 ・矯正施設退所予定者等の社会復帰支援

骨子案に記載

素案以降に記載

次期計画

大柱	中 柱	小柱（支援策）について（イメージ）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	・福祉の心の育み ・教育の推進
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者目線に立った地域福祉の担い手の育成	・支え合いを促進する人材の養成 ・包括的な支援体制整備を推進する人材の育成 ・福祉関係機関等の職員のスキルアップ
	(3) 福祉介護人材の 安定的な 確保・定着対策の推進	・確保 ・スキルアップ ・定着（離職防止）の促進
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	・地域住民等の活動による支え合いのまちづくり ・民間事業者やNPO等との協働、連携 ・外国籍県民の暮らしやすさの支援
	(2) 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり	・当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組の推進
	(3) バリアフリーの街づくりの推進	・バリアフリーの街づくり ・情報アクセシビリティの向上
	(4) 平時からの災害福祉支援の体制整備	・災害時における福祉的支援の充実 ・ 平時からの災害福祉支援の体制整備 ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	・市町村における包括的支援体制の整備への支援 ・制度の狭間における課題への対応 ・当事者活動への支援 ・ 頼れる身寄りのない高齢者等への対応
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	・個人の尊厳を支え、守る取組（虐待防止、権利擁護、当事者目線の障がい福祉にも触れる） ・未病改善、健康増進 ・誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保
	(3) 生活困窮者等の自立支援	・自立支援（対策推進本部設置など、強化した（する）取組等も記載） ・子どもの貧困対策 ・矯正施設退所予定者等の社会復帰支援